

## Ⅲ 医療機関における法改正への対応

## 2. 国立病院機構における診療放射線技師法改正への対応

武田 聡司

全国国立病院療養所放射線技師会 / 国立病院機構相模原病院統括診療部放射線科

2021年10月、改正診療放射線技師法が施行される。われわれ診療放射線技師は、日本診療放射線技師会が実施する「告示研修(厚生労働大臣指定研修)」<sup>1)</sup>の受講とともに、それぞれ所属する施設において業務運営体制の調整、再構築が求められることとなる。しかし、施設ごとに規模や診療内容などが異なり、放射線部門においても設置されている装置、モダリティ、配置人数、業務運営体制など、さまざまである。その中で、診療放射線技師法改正にかかる業務拡大(タスクシフト)に対応するためには、課題や問題点が多く考えられそうである。

本稿では、診療放射線技師の業務拡大について、国立病院機構施設の放射線部門の対応をアンケートの結果を踏まえて考察する。

## 国立病院機構とは

国立病院機構(National Hospital Organization : NHO)<sup>2)</sup>は、厚生労働省が運営していた国立病院、国立療養所が独立行政法人化となり、平成16(2004)年4月に誕生した、全国140施設を1つの組織として運営する、わが国最大の医療グループである(図1, 2)。

国立病院機構では、規模の違いこそあれ140施設のそれぞれが、セーフティネット医療や5疾病・5事業の医療など特徴ある医療を提供している。われわれ放射線部門も、それぞれ施設の特徴・役割に合わせた放射線業務、業務運営を担っている。

## 全国国立病院療養所放射線技師会

全国国立病院療養所放射線技師会は、国立病院機構施設(140施設)、国立研究開発法人施設(6組織8施設)、国立療養所(ハンセン病療養所13施設)、その他(5関連省庁)を含め、170施設に勤務する診療放射線技師1750余名の会員を擁する職団体である。



図1 国立病院機構とは  
(国立病院機構ホームページより抜粋)